平成２３年（フ）第１２７号
山形県長井市緑町12番２号
債務者　黒澤　尚樹
1　決定年月日時　平成23年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（フ）第２６３号
群馬県太田市泉町1507番地５
債務者　戸澤　友紀
1　決定年月日時　平成23年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第６４５号
愛知県岡崎市舞木町字小井沢９番地２　愛恵園、前住所愛知県岡崎市上六名２丁目５番地14　サンパレス岡崎公園101
債務者　冨田　竹彦
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第３３６号
岡山県倉敷市玉島1555番地
債務者　岡野　早苗
1　決定年月日時　平成23年12月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第８０５号
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保609番地１　コーポ横松205号
債務者　増田　勝江
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第８６４号
埼玉県川越市並木新町10番地18　栄荘201号室
債務者　野坂　静男
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第４８９号
埼玉県大里郡寄居町大字用土3022番地７
債務者　国本　幸代
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第４９６号
静岡県沼津市東椎路1562番地の３　ビューテラス愛鷹306、前住所静岡県沼津市松長921番地の６　ドリーミー片浜806
債務者　松坂　光男
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第５８１号
鹿児島県鹿児島市田上５丁目20―８　アップルハウス田上113号室、住民票上の住所鹿児島県熊毛郡屋久島町安房187番地69
債務者　岩川午次郎
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第２７２２号
札幌市厚別区もみじ台南２丁目２番27―202号
債務者　細川　武志
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２９６８号
札幌市白石区本通17丁目北３番17―305号
債務者　渋谷　浩司
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２９７４号
北海道江別市あけぼの町32番地の１　あけぼの町アパート102号
債務者　吉川　公人
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２９８９号
北海道江別市文京台東町15番地の16
債務者　小西　竹男
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２９９０号
北海道江別市文京台東町15番地の16
債務者　小西理恵子
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３０５２号
札幌市豊平区月寒西５条７丁目１番15―201号
債務者　山下　正巳
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３０６２号
札幌市中央区北４条西25丁目２番11―909号
債務者　関　　利惠
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３０８０号
札幌市北区あいの里３条９丁目11番１号
債務者　伊藤　啓子
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部